

平成 25 年度大磯町後期高齢者医療特別会計予算

平成 25 年度大磯町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 690,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 359,539
	1 後期高齢者医療保険料	359,539
2 繰入金		329,397
	1 一般会計繰入金	329,397
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1,063
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	1,050
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
	歳 入 合 計	690,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	10,875
	1 総務管理費	8,850
	2 徴収費	2,025
2	後期高齢者医療広域連合納付金	676,073
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	676,073
3	諸支出金	1,051
	1 償還金及び還付加算金	1,050
	2 繰出金	1
4	公債費	1
	1 公債費	1
5	予備費	2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	690,000